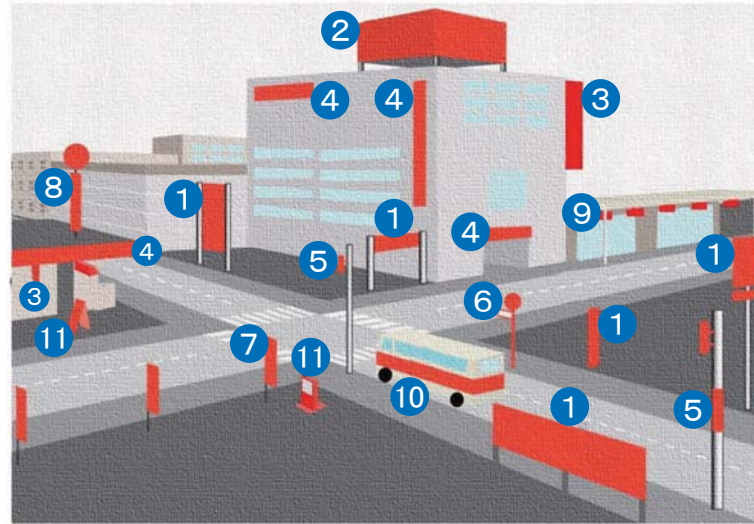


## 屋外広告物とは

### 屋外広告物の種類



- のぞいて
- ①野立広告、②屋上広告、③突出広告、④壁面広告、⑤電柱利用広告、⑥消火栓標識利用広告、⑦のぼり旗、⑧アドバルーン、⑨アーケード吊広告、⑩ラッピングバス、⑪立看板

### 屋外広告物の定義

- ・「常時又は一定の期間継続して表示」されるもの（街頭などで配られるチラシなどは含まれません。）
- ・「屋外で表示」されるもの（建物等の内側から貼られたものは含まれません。）
- ・「不特定多数の人に対して表示」されるもの（駅、野球場等で、その構内にいる特定の方を対象に表示されるものは含まれません。）
- ・「看板、立て看板、はり紙、はり札、広告塔、建物その他の工作物に掲出・表示」されるもの

看板を設置する場所、大きさによって市へ申請が必要で、2年に一度更新が必要です。  
もし、壊れそうで危険な看板を見つけたらご連絡ください！

### 屋外広告物は大きく3つに分けられます

- ①「自家広告物」：店舗・事業所・営業所等に、自己の氏名や店名、営業内容等が表示されている広告物。
  - ②「案内図板」：矢印や地図を表示し、店舗などへ案内・誘導する広告物（必ず矢印や地図の表示が必要です。）
  - ③「一般広告物」：自家広告物や案内広告物以外のもの
- ※一般広告物が一番分かりにくいかもしれませんが、基本的には店舗以外の場所に、その店舗名と電話番号だけが書かれた看板や、メッセージだけが書かれた看板のことです。

美しい景観づくりキャンペーン  
In 伊豆半島 イメージキャラクター  
いずみ ひかり  
伊豆海 景ちゃん

キレイな景観大好き。  
最近はずいぶんステキな看板に  
キョーミあり。  
カメラを持って  
まわります。



上から「白浜大浜、深根城、爪木崎」



ペリーロード

## 看板で彩りを添える

平成 29 年 11 月、屋外広告物のルールが変わります

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎2219

### 下田市の風景をより活かす

青く広がる海、緑豊かな山、農村漁村の営み、そして、なまこ壁や史跡などが点在する市街地。下田市は人々を魅了する景色がたくさん詰まっています。日々の何気ない景観が多くの観光客の皆さまにとっても癒しの空間となっています。しかし、「惜しい」と思わせてしまう景色が存在するの事実です。

### 「惜しい」とは？

例えば、伊豆七島が一望できる場所や、幕末を偲ばせる古民家の前で写真を撮ろうとしたとき、大きな看板などがあると、雰囲気や壊してしまふことがあります。

電柱や電線など、その他にも本来であれば素晴らしい景色を「惜しい」と思わせてしまう要素が様々存在し、市では「景観まちづくり条例」を施行して、より良い景観づくりに取り組んでいます。

また、昨年度から静岡県、伊豆半島の全市町等と協同で「伊豆半島景観協議会」を立ち上げ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、伊豆半島全体の景観を良くしていく、という動きもあります。

その一環として、平成29年11月から屋外広告物（看板）の県条例が改正され、**屋外広告物設置のルールが変わります。**

屋外広告物の設置には県条例で決まりがあり、市へ申請が必要だということをご存知でしたか？

### 11月から変更するルールの内容

屋外広告物には、「特別規制地域」と「普通規制地域」が定められ、設置できる看板の種類や高さ、大きさなどに違いがあります。

現在、市では国道135号と414号の一部、文化財・史跡の周辺が「特別規制地域」に指定されていますが、11月からは「全ての国道、県道、市道の一部、海岸線から500mの距離、文化財・史跡の周辺」と、市内の道路沿いほぼ全域が、普通規制地域から「特別規制地域」となります。普通規制地域より「特別規制地域」の方が看板の種類によっては設置不可、又は許可の範囲が狭まります。

最も大きな違いは「一般広告物」が設置できなくなり、その他の広告物は規制の内容は変わりますが設置可能です（種類の詳細は上記参照。）※変更前と変わらず、「案内図板」は家屋などに直接設置することは出来ません。

### 安全と美のために

看板設置にルールや申請・更新が必要なのか、とお考えになる方もいるかもしれませんが、美観を損ねますし、壊れた看板を放置したままにすると落下事故などの危険を伴います。

少しの工夫で看板と景色が一体となった美しい景観を生み出すことができますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

設置をご検討の際は事前にご相談ください。